

3号機における制御棒案内管等の移動作業に係る不適合の原因と再発防止策の概要

1. 事象

定期検査中の3号機において、平成17年2月10日午前2時13分より、制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ^{*1}下部溶接部の点検のため制御棒案内管等を原子炉内から使用済燃料プールに移動する作業を行っていたところ、原子炉建屋換気系排気放射線モニタ^{*2}および燃料取替エリア排気放射線モニタ^{*3}からの信号^{*4}を発信させない処置を施したままであることに運転員が気付き、午前8時49分、当該処置を解除しました。

前記2つのモニタ自体は稼働していたため、その記録により、建屋の放射線レベルに変動がないことを確認しており、外部への放射能の影響はありませんでしたが、本事象においては、保安規定第27条(計測及び制御設備)に定める「運転上の制限を満足していることの確認」がなされていませんでした。

2. 原因

調査の結果、原因は原子炉建屋原子炉棟内における照射された燃料に係る作業に関する安全管理上重要な確認ポイントが明確でなかったこと、および運転員が前の運転班から引継ぎを受けた際、当該信号を発信させない処置が施されていることの引継ぎがなされていなかったこと等によるものでした。

3. 再発防止策

- ・ 原子炉建屋原子炉棟内における照射された燃料に係る作業に関する安全管理上重要な

確認ポイントを明確にし、確認ポイントにおいては、当直長の確認が得られるまで次の工程に進めないこととし、これをマニュアルに反映いたします。

- ・ 今後はこのような処置が施されていることを明確にするため、当直班のミーティングにおいて運転員全員で情報の共有化を図ることとし、これをマニュアルに反映いたします。

以 上

* 1 : 制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ

制御棒駆動機構が納められている筒（ハウジング）を原子炉圧力容器に固定するための継手です。

* 2 : 原子炉建屋換気系排気放射線モニタ

発電所の運転管理のため、原子炉建屋内の排気放射線レベルを連続監視する装置です。

* 3 : 燃料取替エリア排気放射線モニタ

発電所の運転管理のため、燃料の取替などを実施する原子炉建屋6階の排気放射線レベルを連続監視する装置です。

* 4 : 信号

作業エリアの放射線量が上昇した際に、原子炉建屋換気空調設備の停止や原子炉建屋の排気を浄化するための設備を起動させるため等の信号です。